

令和3年9月22日公表

令和3年度 第1回名古屋支社等入札監視委員会定例会議議事録

開催日及び場所	令和3年8月4日(水) 中日本高速道路(株)8階会議室	
出席委員 (敬称略。委員については、50音順。)	委員長：柴田 達男(前公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会理事長) 委員： 中村 光(名古屋大学 教授) 中村 正典(弁護士) 森田 明美(弁護士) 八嶋 厚(岐阜大学 教授) 横田 直和(関西大学 教授)	
審議対象期間	令和2年8月1日～令和3年3月31日	
抽出案件	総件数 5件	(備考)
工事(一般競争入札)	1件	
工事(指名競争入札)	1件	
工事(特命契約)	1件	
調査等(指名競争入札)	1件	
物品・役務(一般競争入札)	1件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	(別紙のとおり)	
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	審議案件について、特に問題なし。ただし、次の点について検討すること。 (検討事項) 入札不調の発生率の高い工種や工事エリアを分析し、対策を検討すること。	

別紙 委員からの意見・質問、それに対する回答等

1. 入札及び契約手続の運用状況等の報告（委員会規則第2条第1号）	
意見・質問	回答
特になし	—

2. 入札執行状況等に関する統計のとりまとめ及び分析結果の報告、入札及び契約に係る談合等不正行為等の疑義事案の報告（委員会規則第2条第3号）	
意見・質問	回答
<p>① 公募併用型指名競争入札において、公募にて参加する会社は、指名候補として事前にリストアップしている会社からの応募が多いのか。</p> <p>② 指名者数を増やすことで、応札の確実性が上がるのではないのか。</p>	<p>① その通りです。</p> <p>② 本方式は、指名競争入札と一般競争入札の間を目指したもので、現状の10者程度よりも指名者数を増やした場合には公募型指名競争入札ではなくなりますので、指名者数の拡大は考えていません。</p>

3. 抽出案件の審議	
(1) 工事（一般競争入札方式）	
工事名：東海環状自動車道 御望山トンネル工事	
<p>① トンネル工事では、設計段階・発注段階において十分に検討がなされるので、総合評価の技術評価点における差は出にくいものと理解しているが、本件における技術評価点の差は想定した結果であったと考えているか。</p>	<p>① 3つの評価項目があり、品質に関する項目では、全ての者が“優”或いは“良上”の評価であり、それほど差はありませんでした。</p> <p>残りの2項目は、騒音等に関する提案と安全に関する施工上の留意点となりますが、提案内容の具体性や効果が適切に記載されているのかで評価をしており、その内容により差がついたものです。なお、入札公告では、技術提案の内容が具体的ではない場合に減点となることを記載しています。</p>
(2) 工事（指名競争入札方式）	
工事名：中央自動車道 座光寺スマートインターチェンジ標識工事	
<p>① 当初の公募併用型指名競争入札では全者が辞退し、本入札においても4者中、参加は1者で契約制限価格を上回る結果となった。辞退が多い理由をどのよ</p>	<p>① 工事の規模が小さかったことが要因の1つと考えています。また飯田地区は標識工事に限らず不調になりやすい傾向にあります。これは下請けになる会社が少ないことが要因になっているの</p>

うに考えているか。	ではないかと考えています。
② これまでも同じような工事があったと思うが人気はなかったのか。	② 標識工事や防護柵工事などの道路付属物工事を単独で発注した場合、不調になりやすい傾向があります。
③ 入札を辞退した者が今回の受注者の下請けに入っていないか。	③ 下請け先にはなっていません。

(3) 工事 (特命契約方式)

工事名：名神高速道路 (特定更新等) 多賀橋 (鋼上部工) 工事

① 特命契約の相手方は、対象の橋梁を製作した会社か。	① 橋梁を製作した会社ではありません。相手方は本橋梁の床版の取替工事を受注していた会社となります。 当初、本橋梁の床版を取り換えるだけの工事を計画していました。床版の取り替えに当たっては桁が重くなりますので、支承を取り替えることになり、このために桁をジャッキアップする計画でしたが、詳細調査の結果、橋脚の耐力がもたないという結果となりました。 その結果、桁の架け替えが必要になり本工事の発注となり、床版の取替工事と桁の架け替え工事の足場を兼用することで、鉄道上の規制期間の短縮かつ安全性の向上が図られること、PC床版の架設と桁の設計・製作を行った会社が同一の場合、キャンバー調整などの出来形を適切に管理できるため、桁の架け替え工事の段階から床版の取替工事のことを加味することが妥当と判断し、床版の取替工事の受注者と特命契約を締結したものです。
② 特命契約として見積合わせが行われているが形式的なものに感じられる。必要な手続きだったのか。	② 工種の違いから、床版の取替工事とは別の工事として発注しましたので、改めて見積合わせを行いました。
③ 確認協議では相手方の見積価格をそのまま承諾したということか。	③ 見積協議方式は見積価格 (入札価格) で契約を締結する制度としていますので、確認協議において見積価格を承諾しているものではありません。 確認協議では、当社と相手方の価格の算出方法

<p>④ 特命契約であり、受注者も状況を理解して積算していると思うが、契約制限価格と見積価格に差が生じている理由は。</p> <p>⑤ 相手方が決まっていたのだから、予めヒアリング等ができたのではないか。</p> <p>⑥ 製作費の差も大きいとその理由は。鋼構造物の価格は鋼重により決まるものと思うのだが。</p> <p>⑦ 今後、橋梁の補修が増えていくと思うが、橋脚や橋桁の調査を進めているのか。</p> <p>⑧ 当初の計画から変わったことで、工事の金額や期間はどのように変わったのか。</p> <p>⑨ 当初から橋梁全体を作り変える工事であったと仮定した場合、今の工事の金額や期間と比べてどのようになっているか。</p>	<p>の相違点を確認し、施工時に施工実態調査を行い、確認内容と施工実態調査に差異があった場合に契約金額の変更を行うことを確認しています。</p> <p>④ 例えば、鋼構造物の輸送費に関して、製作工場から工事現場までの距離について、当社の積算上の距離と相手方が見積もった自社工場から工事現場までの距離との間に乖離があり、輸送費の差となっています。</p> <p>⑤ 鋼橋の工事は発注実績が多くあったため、ヒアリング等を実施しませんでした。輸送費などはヒアリング等によって差が解消できたものであり、今後は必要なヒアリング等を実施します。</p> <p>⑥ 材料費はほとんど差がありませんでしたが、相手方によれば、鋼床版の製作に手間がかかることでした。確かにシンプルな形状の鋼桁に比べて溶接工数の多い構造ではありますので、今後施工実態調査で確認を行います。</p> <p>⑦ 5年に一度、グループ会社において橋脚や橋桁、付属物の詳細点検を行っています。なお本件の橋梁も点検を行っていましたが、工事の実施に係る調査としては十分ではなかったため、工事に際して調査が不足している場合、追加での調査などの対応を行います。</p> <p>⑧ 床版のみを取り替える工事では工事金額が10億円程度で、工事期間は約1年でしたが、橋梁全体を作り変えることになったことで、工事期間は更に4年ほど延び、現時点の既契約の工事金額として4倍程度の増加となっています。</p> <p>⑨ 大きくは変わらなかったと考えています。</p>
---	--

(4) 調査等 (指名競争入札方式)	
件名：東名高速道路 上郷サービスエリアトイレ改修等設計	
<p>① 低入札価格調査報告書において、一部の設計業務について協力会社に再委任する旨が記載されているが、再委任することは問題ではないのか。</p> <p>② 低入札価格調査報告書には、調査で確認した内容として記載すべきではないのか。</p>	<p>① 本建築設計において主たる部分ではない一部の設備等の設計について、専門の会社に再委任がされているものです。</p> <p>② 今後は明確に記載するようにします。</p>
(5) 物品・役務 (一般競争入札方式)	
件名：東海環状自動車道 可児地区建設発生土処理業務	
<p>① 工事前から環境基準不適合土が出ることは分かっていたものか。</p> <p>② 入札公告において環境基準不適合土の見込みの数量が約48万トンとされているが、どのように見込んだものか。</p>	<p>① 事前調査によって出現を確認しており、また一期線を施工した国からも情報を得ていました。工事着手後に工事の中断がないよう、計画的に本業務を発注しました。</p> <p>② 事前調査では地質毎に確認を行い、美濃帯と瑞浪層群からの出現を確認しています。6kmの区間のうち、トンネル部と下部工部の延長全体からの出現を見込んでいます。</p>